

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第6条第1項中「及び消防署（消防分署を含む。）」を「並びに消防署及び消防分署（に、同条第3項中「消防課長」を「，総務課長（消防分署（以下「分署」という。）にあつては，消防課長）」に改め，同条第5項中「三部勤務の者にあつては，当該勤務の当務日における」を削る。

第7条第3項中「消防課長をもって充て，副安全運転管理者は，警防統括課長」を「，総務課長（分署にあつては，消防課長）」に改め，同条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

4 消防署の副安全運転管理者は，消防課長をもって充てることがある。

第7条の次に次の1条を加える。

（安全運転責任者）

第7条の2 消防署（分署を含む。）消防課第一部，第二部及び第三部に安全運転責任者を置く。

2 安全運転責任者は，警防統括課長をもって充てる。

3 安全運転責任者は，次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 交通事故の防止，緊急自動車（道交法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。

以下同じ。）の運転その他安全運転に係る必要な教育訓練の実施に関すること。

(2) 日常点検の実施状況の確認，過積載運転の防止その他安全運転に係る適正な管理及び必要な指示に関すること。

第8条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第8号中「運転者，」の右に「次条に規定する」を加える。

第15条中「（道交法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。）」を削る。

第7号様式注以外の部分中

整備管理 補助者等	「	安全運転 責任者	」
		整備管理 補助者等	

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局消防学校支援課)